

論壇

『中小企業における電子帳簿等保存法への対応』



嶋 協 [神田]

1. はじめに

電子帳簿保存法が成立したのは平成10年であり、情報の高進化及びペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピューターを使用した帳簿書類の作成が普及しており、経済界からも、帳簿書類の電子保存化やマイクロフィルムによる保存の容認について、強い要望が寄せられていたことを受けたものである。

本制度の創設については、次のような考え方が示されている。「新しい時代の流れに対応し、納税者の帳簿書類の保存の負担軽減を図るために、記録段階からコンピューター処理によっている帳簿書類については、電子データ等により保存すること...」

2. 電子帳簿保存法の概要について

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を紙ではなく電子データで保存することに関する制度をい、次の3つの制度に区分されている（国税庁ホームページを参考に抜粋）。

- (1)電子帳簿等保存：希望者のみ（任意）
法人等が最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するの...

「タ等により保存すること...」

「肉眼で見ることが容易...」

「環境整備として、EDI取引...」

「アウトして保存するの...」

「請求書等」は、その書類...」

「やスキャナーで読み取った電子データを保存...」

3. 電子帳簿保存法改正の流れ

「令和2年以前の制度...」

「今までの要件が大幅に見直され、電子帳簿等保存...」

「措置は廃止されること...」

「には、その電子データを保存...」

「令和2年以前の制度...」

「電子メールにより取得した請求書や領収書...」

「クラウドサービスにより取得した電子請求書...」

「特定の取引に係るEDIシステムを利用...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

4. 中小企業等の電帳法への対応について

「書面の提示・提出の求めに...」

「準備不足等の関係の理由で...」

「令和5年度税制改正による...」

「税制改正により、中小企業...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

「電子帳簿等保存法に...」

（参考資料）週刊税務通信 No.3755「電子帳簿等保存制度の令和5年度...」